

平成 29 年〇月〇日

横浜川崎国際港湾株式会社 御中

〇〇市〇〇区〇〇
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 ⑩

コンテナ貨物集貨支援事業に関する同意書

●●株式会社（以下「当社」）は、横浜川崎国際港湾株式会社（以下「YKIP」）が実施するコンテナ貨物集貨支援事業の申請にあたり、YKIP に事業申請書（事業番号●●●●●。以下「申請書」）を提出し、YKIP から支援対象事業決定通知書（横川国港第●号。以下「決定通知書」）を受領しました。当社は、YKIP による事業支援（以下「支援」）を受けるにあたり、下記の事項に同意します。

記

第 1 条 当社は、申請書に従って事業を実施する。但し、支援条件に関して、申請書の内容と決定通知書の内容が異なる場合は、決定通知書の内容が優先して適用される。

第 2 条 当社は YKIP に対し、国、横浜市、川崎市の補助制度との重複支援を求めない。

2 京浜港内において利用港を転換するコンテナ貨物は支援の対象外とする。

3 事務的経費、施設整備費、システム経費は支援の対象外とする。

第 3 条 支援対象期間は、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、YKIP は当社と事前に協議を行い、支援をいつでも終了できるものとする。また、当社は、支援対象期間において事業を実施することが不可能となった場合、YKIP に対し、速やかに所定の書式にて事業中止届を提出し、支援を辞退できるものとする。

3 当社は、支援対象期間において、事業の実施状況が申請書の内容と大きく乖離する場合は、YKIP に対し、所定の書式にて事業変更届を速やかに提出する。この場合、YKIP は、その判断により支援の内容を変更または中止することができる。

第 4 条 当社は YKIP に対し、毎月、事業の実績を客観的に確認できる書類（YKIP が認める

第三者が作成した証明書等) と併せて、所定の書式にて月次報告書を提出する。

- 2 月次報告書の提出期限は、対象月の翌月 10 日までとし、10 日が休日(土・日・祝日)の場合は、その翌営業日までとする。但し、最終月の月次報告書は支援対象期間の最終日まで提出する。
- 3 当社は YKIP に対し、支援対象期間の最終日まで所定の書式にて期末報告書を提出する。

第 5 条 YKIP は当社に対して質問をし又は関連資料の追加提出を求めることができる。当社はこれに対し、できるだけ速やかに回答、提出する。

第 6 条 YKIP は、当社が提供した支援にかかる書類及び情報について、外部に公開する場合には事前に当社へ通知する。但し、法律の定めに基づき、又は権限のある官公署から開示を求められた場合や、弁護士、公認会計士、税理士等、法令上守秘義務を負う者に対して必要最小限の範囲に限って開示するときは、この限りでない。

第 7 条 当社は YKIP に対し、期末報告書の提出に合わせて、支援金を請求する。YKIP は、請求の内容について審査し、誤りがないと認めた場合、支援金の金額を確定する。YKIP は金額の確定から起算して 60 日以内に支援金を日本円で当社の口座に支払う。

第 8 条 当社は YKIP に対し、支援金以外の報酬、費用その他一切の金銭を請求しない。

第 9 条 当社は YKIP に対し、支援対象期間中、以下の事項を保証する。

- (1) 虚偽報告をしていないこと
- (2) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (3) 公租公課の滞納処分を受けていないこと
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立て(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと YKIP が認めたものを除く。)がなされていないこと
- (5) 当社の代表者または役員が以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
 - ② 上記①に該当する者(以下、本号において「暴力団員等」という)が経営を支配していると認められる者
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

- をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有する者

第 10 条 当社が、前条の表明保証に違反したときは、YKIP は、直ちに支援を終了できるものとし、支援金について一切の支払い義務を負わない。

- 2 YKIP が、前項に基づいて支援を終了した場合において、YKIP が支援金を当社に支払い済みの場合、当社は YKIP に対し、支援金を返還しなければならない。
- 3 前項の場合において、当社は YKIP に対し、支援金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、遅延損害金として、返還すべき支援金額に、本書作成日時点での政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 号の規定により財務大臣が定める率を乗じた額を支払わなければならない。
- 4 当社は、YKIP に対し、前条の表明保証に違反したことにより YKIP に生じた一切の損害・損失（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

第 11 条 当社は、事業の全部または一部を第三者に譲渡する場合、YKIP から書面による事前同意を得る必要がある。その場合、譲渡に併せて、当社の支援に係る地位及び権利義務の一切は、当該事業譲渡先に移転する。

第 12 条 申請書、本書及び決定通知書に定めのない事項については、YKIP と当社が協議のうえ誠意をもって処理する。

第 13 条 支援に関する一切の紛争については、日本法に準拠して解決されるものとし、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上